

## 平成 28 年度第 2 回青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議概要

- 開催日時** 平成 28 年 11 月 15 日（火）15：00～16：30
- 開催場所** 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 3 階 中会議室
- 出席委員** 村上 秀一委員、木村 隆次委員、児玉 寛子委員、安井 真木子委員、  
山内 了介委員 《計 5 名》
- 欠席委員** 今 栄利子委員、三浦 裕委員 《計 2 名》
- 事務局** 健康福祉部参事兼高齢者支援課長事務取扱 加福 拓志、  
健康福祉部介護保険課長 門間 隆、高齢者支援課副参事 樋口 正美、  
高齢者支援課主幹 柳谷 勝司、高齢者支援課主査 向中野 葉子、  
介護保険課副参事 出町 尚基、介護保険課副参事 堤 省一、  
介護保険課主幹 宮川 博之、介護保険課主幹 三ヶ田 正治 《計 9 名》
- 会議次第**
- 1 開 会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 議 事
    - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について
    - (2) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第 7 期計画の策定について
      - ①青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第 7 期計画の策定について
      - ②高齢者の福祉・介護に関するアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等）について
  - 4 報 告
    - (1) 平成 27 年度の介護保険事業の状況について
  - 5 そ の 他
  - 6 閉 会

## 議事(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)について

事務局から、資料1から3のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)について説明があった。

### 意見、質疑応答

#### ○委員

資料2の2枚目の中にある「こころの縁側づくり事業」について、地域に集う場所づくりが必要である。

また、ケアマネジメントをする中で、要支援、要介護者が増加しないように、その人の状態に応じて実施することが重要であり、結果として、介護保険料に反映されることとなるため、「こころの縁側づくり事業」の考え方をお聞きしたい。

#### ○事務局

「こころの縁側づくり事業」を進める上では、地域における場づくりが一つポイントになってくる。

現在、場づくりは全市的には広がっていない状況である。このため、地域でチェックリストに該当しない方も集える場づくりを着実に広げていくことが必要と考えている。

#### ○委員

地域づくりや場づくりは重要であると考えている。アウガで実施している「あったかサロン事業」は、内容が充実しており周辺の高齢者も参加している。「こころの縁側づくり事業」に関しては、地区社協が中心になって実施しており、地域包括支援センターは、要望に応じて健康チェック等で側面支援を行っているところである。

今後は、場づくりをはじめ、活動の中身についても充実させる必要があると考えている。

### 議事(1)について委員意見を反映させることとして了承

## 議事(2) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画の策定について

### ①青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画の策定について

事務局から、資料4のとおり、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第7期計画の策定について説明があった。

### 意見、質疑応答

なし。

### ②高齢者の福祉・介護に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等)について

事務局から、資料5-1から資料6-3のとおり、高齢者の福祉・介護に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等)について説明があった。

## 意見、質疑応答

### ○委員

資料 5-1 の高齢者の福祉・介護に関するアンケート調査について、60%程度の回収率とすれば、調査対象者数は不足しているのではないか。統計上、不足していないのであれば、できる限り多く回収できるよう取り組んでほしい。

### ○事務局

60%程度の回収率を踏まえて、市で算出したところ 6,400 人程度に配付すれば、アンケートの信頼度を確保できるものなところであり、調査対象者は 8,000 人としているため、不足しているものではない。

### ○委員

資料 5-3 の 4 ページにある(5)について、まちかど相談薬局においては、地域包括支援センターへ相談者を繋ぐなどの対応をしていることから、薬剤師も選択肢に入れるなどにより選択肢や設問を検討してほしい。

### ○事務局

選択肢や設問について検討する。

### ○委員

資料 6-1 の在宅介護実態調査について、調査の実施方法として、原則、訪問となっているが、青森市において郵送の手法を選択した経緯はあるのか。

### ○事務局

当該調査については、国の手引きが示されており、委員がおっしゃる手法が示されている。この手引きによれば、対象者は介護認定の更新申請等の対象者であるが、市では更新申請等は事業者の委託により実施していることから、事業者に対する負担や「在宅介護実態調査」の実施による認定調査の遅れも考慮し、やむを得ず郵送で実施することとしたところである。

### ○委員

在宅介護実態調査について、調査票の送付後は、更新申請の方への訪問などで現場のケアマネージャーや地域包括支援センターが対象者の方と接する機会があり、当該調査内容等を問われる場合があると想定されることから、周知してほしい。

○事務局

周知に向けて検討する。

○委員

資料 6-1 で、在宅の要支援要介護認定とあるが、在宅の捉え方について、有料老人ホームに入所している方を対象外とすることは可能か。

○事務局

国の手引きによれば、指定を受けていない有料老人ホームは対象に含めることとなっている。

○委員

在宅介護実態調査は重要であると考えため、当該調査の設問に、付け加えることが可能であれば、「対象者はどこにいますか」という設問を加え、入院しているのか、短期入所を長く続けている状況にあるのか、いずれ在宅に戻る可能性がある入院なのか、長期間の入院なのか、などをチェックする設問があれば、回収後、当該設問を活用し、より実態に近い「在宅」の対象者を分析することも可能である。

○委員

調査項目の中で、例えば、「配食」という言葉があるが、高齢者の方にはわかりづらいと考えるので、用語解説をお願いしたい。

○事務局

本日いただいたご意見等のほか、今後、さらに、11月25日(金)を目途にご意見いただき、調査票に反映したいと考えている。

**議事(2)について委員意見を反映させることとして了承**

**報告(1)平成27年度の介護保険事業の状況について**

事務局から、資料7のとおり、平成27年度の介護保険事業の状況について説明があった。

**意見、質疑応答**

○委員

指導監査を適切に実施し、持続可能な介護保険事業の運営を可能とするよう、体制を整えていく必要がある。